

弘前藩主の楽

武内恵美子

江戸時代後期の武家社会における雅楽愛好の展開は近年明らかになりつつあるが、御三家御三卿や譜代大名・有力旗本等、幕府の中心に位置する家に関することがほとんどであり、それ以外の一般的な大名家の実態は知られていない。

本稿では、一般的な大名家の事例として、準国持大名格である弘前藩主に焦点を当て、具体的な動向を調査、考察した。その結果、次のようなことが判明した。

雅楽は例えば江戸城内で管弦の宴を行うなど、江戸時代後期の武家社会で重要な意味を持つようになった。それは御三家や譜代大名のみならず、準国持大名格である津軽家にも影響を及ぼした。弘前藩では九代藩主津軽寧親（やすちか、一七六五—一八三三）以降全ての代において教養として雅楽に親しみ、雅楽に関する知識を有していた。弘前藩主にとっての雅楽とは、大名同士の外交のために必須な教養であり、政治的手段であったことがわかった。

〔キーワード〕 藩主、楽、雅楽、奏楽、御遊、催馬楽、聴聞、弘前藩、津軽家、準国持大名

はじめに

江戸時代の武家が雅楽を愛好していたことは、近年の諸研究で明らかになってきた。特に、八代將軍徳川吉宗（一六八四—一七五二）が雅楽に関心を寄せて以降、その流れはその次男で初代田安家の当主となった田安宗武（一七一六—一七七二）や、さらにその息子で白河藩主となり老中首座を務めた松平定信（一七五九—一八二九）へと受け継がれていったことは近年明らかにされつつある。^① また紀州藩十代藩主徳川治宝（一七七二—一八五三）も雅楽を愛好し、楽家を庇護したことも知られている。^② 一方、楽家では武家に雅楽の教習を行っていたこともまた明らかにされている。^③ それによると、三方楽所の老分も務めた東儀文均（一八一—一八七三）が嘉永六年（一八五三）二月より五月まで江戸に下向し、遠藤但馬守家を中心として田安家・三州拳母藩・旗本進藤三左衛門・野弥五衛門などの屋敷に出入りし、雅楽を教授したり楽会に参加したりしていた。このように江戸後期の武家社会における雅楽の受容が解明されつつあるが、その中心はほとんどが右に挙

げたような御三家（水戸・紀州・尾張）・御三卿（田安・一橋・清水）・幕閣に参画するような主要な譜代大名や旗本など、將軍家に近い、武家の中でも上流の家での事例であり、そこから外れた一般的な藩主、特に国持以下の外様大名クラスにとつて雅楽が具体的にどのようなものであったのかということとはほとんどわかっていない。本稿は、準国持大名格であった弘前藩主が楽にどのように親しみ、どのように捉えていたのかを探ることによって、江戸後期の武家社会においてどのような流れができていたのかということについて解明を試みるものである。

一 弘前藩と楽

弘前藩における楽の実践については、これまで拙稿で考察してきたが、ここで簡単に述べておく。弘前藩では寛政八年（一七九六）に藩校である稽古館を創設したが、その際、教習科目に奏楽を導入した。奏楽とはすなわち雅楽の演奏のことである。文化五年（一八〇八）には飢饉と蝦夷地警備による

財政難のために藩校の規模縮小が行われ、教科が経学・書学・算学に整理された。その教科の中に奏楽は入っていないが、弘前図書館所蔵の『奏楽御用留』⁽⁵⁾によると奏楽教習は続けられていたようで、最終的に慶応三年（一八六七）に停止されたことが記されている。ただしこの時点でも、藩校内での教習は停止されたが、教授宅での教習を推奨され、藩校で所蔵していた楽器類が下げ渡された記録があり、かつ一季手当は従来通り支給されたことから、教習の場が藩校内から教授宅に変更になったということであり、完全な停止ではなかった。しかし一方でその頃には実質的には学習者はいなかったことも記されている。

弘前図書館所蔵の藩校蔵書目録、『稽古館蔵書目録』には次のような雅楽器の記載がある。

- 楽器
- 一 鞞鼓 一面 撥添 桐木地
 - 一 同 右同 桐唐草模ヨウ付
 - 一 太鼓 右同 桐木地
 - 一 同 右同 桐牡丹唐草
 - 一 同 右同 同
 - 一 鉦鼓 右同 二面
 - 一 笙 五管箱入
 - 一 箏 四管
 - 一 横笛 五管
 - 一 箏 一面
 - 一 篳 一管
 - 一 和琴 一面
 - 一 調子竹 一管⁽⁶⁾

ここから、弘前藩校では琵琶を除いて雅楽器が一通り揃えられていたことがわかる。しかし雅楽の楽譜と思われるものの記録は、同じ『稽古館蔵書目録』内にも、もう一種類残されている『稽古館御蔵書員数目録』⁽⁷⁾にも見当たらない。

一方、寛政八年の稽古館開校段階の規約に、「一、学校中雅楽器之外、散楽等之遊芸器翫ヒ候儀、堅ク禁止仕候様、但雅楽器ト雖休日之外弟子ノ分ハ七時前不許之（後略）」⁽⁹⁾とあることから、雅楽の教習を前提として雅楽の演奏が藩校内で行われていたこと、雅楽以外の音曲は禁止されていたこともわかる。

弘前図書館に所蔵されている『積奠御儀式』⁽¹⁰⁾には、弘前藩の積奠行事の詳細が記されており、積奠において奏楽が行われていたこと、奏楽を担当する人物が『学校御用留』に記された者とはほぼ一致する。これらのことから、弘前藩校において奏楽を教科にした主目的は、藩校内の孔子廟における積奠の際の奏楽であったと考えられる。前掲の『奏楽御用留』は藩主による奏楽聴聞の記録であるが、そこに記された人物もまた積奠時の人物と共通性があり、また弘前図書館に残存する雅楽の楽譜類の多くが積奠時及び奏楽聴聞時の楽曲との共通性を見出させることから積奠が主目的であったことを示していると考えられるのである。

藩校で奏楽を教科に取り入れている藩は全国的にも珍しく、弘前藩が江戸期の藩校における奏楽実習に関して主流の傾向を示しているとは言い難いが、奏楽に積極的であった藩の藩主がどのように雅楽に接していたのか、あるいは捉えていたのかを考察することで、武家にとつての雅楽の一端の解明を試みてみたい。

二 弘前藩主概略

ここで簡単に歴代弘前藩主について述べておく。弘前藩の藩主は江戸初期

から幕末まで津軽家である。津軽家は元は南部家の配下であったが戦国末期に独立し、関ヶ原合戦時に徳川家康側に付いたことにより、津軽地方一帯を統治するに至った。当初は四万五千石であったが、関ヶ原の功績で二万石を加増され、四万七千石となった。文化五年（一八〇八）には蝦夷地警護の功績により、高直して十萬石となり、それまで柳間詰外様大名の家格であったが、従四位下、準国持大名として大広間詰となった。

初代藩主は津軽為信（一五五〇—一六〇八）で、以後明治までに十二代続いた。弘前藩主は初代より文道を好み、特に四代藩主津軽信政（一六四七—一七一〇）は山鹿素行（一六二二—一六八五）に師事し、弘前藩ではその影響が甚大であった。

六代藩主信著（一七一九—一七四四）は大坂の懐徳堂で助教であった五井蘭州（一六九七—一七六二）を一時召し抱えた。一方七代藩主信寧（一七三九—一七八四）は五代藩主信寿（一六六九—一七四六）の子で、湯島で私塾を開いていた戸沢惟顕（一七一〇—一七七三）を召し抱え、戸沢は八代藩主信明（一七六二—一七九一）の守役を務めた。

八代藩主信明は戸沢惟顕の後、萩生徂徠門下の宇佐美瀧水（一七一〇—一七七六）に師事した。信明は名君の誉高く、熊本藩六代藩主細川重賢（一七二二—一七八五）を介して松平定信と懇意であり、四代藩主信政の頃から続いていた城中講釈の定例化を整備し、藩校設立を検討していたが、寛政三年（一七九一）に急死した。

九代藩主寧親（一七六五—一八三三）は弘前藩の支藩である黒石藩から養子に入り、八代信明の遺言に従い、寛政八年に藩校を設立、その他の政策を引き継いだ。八代目ほどの評価は受けなかった。この寧親の代に先述の高直しが行われ、家格が上がった。十代目藩主信順（一八〇〇—一八六二）は田安家三代当主徳川斉匡（一七七九—一八四八）の娘を正室としたことで將軍家の縁戚となったが、不行跡により幕府から強制隠居を命じられ、養子の順承（一八〇〇—一八六五）が十一代藩主となった。順承は佐藤一斉

（一七七二—一八五九）に師事し、先代で破綻した財政を再建するなど、八代藩主信明と並び名君と称された。

十二代藩主承昭（一八四〇—一九一六）は十一代順承の婿養子で、安政六年（一八五九）に家督を継ぐが廢藩置県を迎え、弘前藩最後の藩主となった。

このように、津軽家は幕末に至るまで存続したものの、九代以降度々養子が相続していった。特に十一代以降は他藩からの養子であることを指摘しておきたい。

三 文政六年三月の管絃聴聞及び昇叙の際の奏楽

文政五年（一八二二）三月一日、一代將軍徳川家斉（一七七三—一八四二）は従一位左大臣に転任を任槐、左近衛大将を兼任することとなった。その次男で將軍継嗣、後の十二代將軍徳川家慶（一七九三—一八五三）は正二位内大臣に転任、右近衛大将を兼任した。この昇叙に伴い、京都の御所より勅使・院使が下向、二月二十八日に到着し江戸城内の白木書院にて將軍に謁見した。その際、勅使のみならず公卿の家司や楽人、冠帽末広師に至るまで、將軍と將軍継嗣に謁見した。儀式はつつがなく進行し、返礼や祝いのために数々の行事が行われ、その後、三月二十七日に西城にて御祝の舞樂が上演された。この際、溜詰・譜代大名・高家・詰衆・奏者番・菊の間縁詰・布衣以上、法印法眼までが参上し、舞樂を見物したことが『統徳川実紀』第二編に記されている。¹¹⁾『徳川実記』関連にはそれ以上は記されていないので、どのような曲目上演されたのかは不明である。

この昇叙に伴い、翌文政六年にも勅使が下向した。この際は勅使・院使の他、演奏を担当するために徳大寺大納言實堅・四辻大納言公萬・同中納言公説・綾小路前中納言俊資・同三位有長・持明院三位基延・花園美作権介實路・その他伶人も同行し、三月一日に將軍に拝謁、翌二日に管絃聴聞が行わ

れた。この聴聞にも前年同様に御三家・御三卿の他、高家・諸衆・奏者番・布衣以上が参列した。

文政五年の舞楽について他に記録したものは未見であるが、文政六年の管絃聴聞については、その詳細な記録が当時の水戸藩八代藩主斉脩（一七九七—一八二九）によって『柳営管絃次第』としてまとめられ、彰考館に残されている。同書は、元平戸藩主で当時はすでに隠居していた松浦静山（一七一〇—一八四一）が執筆した『甲子夜話』に「今の水戸相公綴られしなりと云」として全文が引用されている。『甲子夜話』版は『楽器は語る—紀州藩主徳川治宝と君子の楽—』中でも遠藤徹氏が触れられているが、詳述はされておらず、他に扱った論考も未見であるので、ここで内容について簡単に触れておく。『甲子夜話』では当該記事は巻二九に掲載されている。

前年の将軍が正一位左大臣、將軍繼嗣家慶が正二位内大臣と右近衛大将を兼任するという昇叙は、鎌倉幕府以降前代未聞のことで、これを祝って鹿苑院殿の大饗にならって御遊の樂を行った。鹿苑院殿の大饗とは、永徳元年（一二九一）七月二三日の室町幕府三代將軍足利義満の内大臣就任大饗のことである。

これに際し、二月二八日に勅使院使ならびに管絃のための公卿・殿上人・および伶人が到着し、客館の宴が通例通り行われた。三月一日に勅定すなわち將軍・將軍繼嗣の昇叙が伝えられ、三月二日に管絃聴聞が行われた。前日に、翌日の管絃の宴で着用するために紀州藩一代藩主徳川齊順（一八〇一—一八四六、家督相続は文政七年なので、この時点では藩主ではなく繼嗣）、田安德川家三代当主徳川齊匡（一七七九—一八四八）、一橋徳川家四代当主徳川齊礼（一八〇三—一八三〇）、清水徳川家四代当主齊興（一八一〇—一八二七）、引用元の『柳営管絃次第』の筆者である水戸藩八代藩主齊脩の各人に直衣が下賜された。一方、紀州藩一〇代藩主徳川治宝（一七七—一八五三）、尾張藩二代藩主徳川齊朝（一七九三—一八五〇）は任国滞在中で欠席であったが、追賜された。

当日は雨が強く降っていたが後に止み、時折晴れ間も見えた。辰の刻に登城、巳の刻に勅使院使、管絃の奏者が参殿し、即時聴聞が行われた。

これらの行程説明の後、將軍・將軍繼嗣、勅使・院使・公卿、御三家・御三卿・譜代の着用した装束、着座についての説明、さらに盃の儀式についての説明と続く。

一方、管絃に関連しては、次のように記載されている。

徳大寺実堅卿・四辻公万卿・同公説卿・綾小路俊資卿・同有長卿・持明院基延卿は一之間西面に着座、花園実路朝臣は南内縁に着座。中奥小姓大岡土佐守忠雄が琵琶を持って進み、実堅卿の御前に置く。岡部因幡守長富が和琴を持って進み、公万卿の御前に置く。渡辺甲斐守輝綱が箏を持って進み、公説卿の御前に置く。小笠原長門守長担が箏を持って進み、有長卿の御前に置く。中奥番大沢主馬信豊が琵琶を持って進み、実路朝臣の御前に置く。

公卿側の奏者については、一之間西面や南内縁など、身分に配慮された場所に着座した。それぞれが担当した楽器については直接記されていないが、中奥小姓や中奥番など、相応の旗本によって運ばれたことを記載した箇所の記事によって知ることができる。また、実堅卿の琵琶は白雨、公説卿の箏は時雨、実路卿の琵琶は波竜の銘があり、一方、公万卿の和琴と有長卿の箏は無銘という情報も記載されている。

他に管絃の奏楽に参加した伶人は以下の通りである。

京方	笙	多近江守忠堅	笛	山井伊予守景和
	笙	多大和守久敬	箏	安倍玄蕃権介季良
	箏	安倍肥後守季随	同	安倍大隅守季徳
	笙	豊隠岐守文秋	笛	山井左近将曹基寿
	南都方			
	箏	窪甲斐守近義	笛	奥丹波守好古
	同	上右近将監近興	同	辻左近将監高举

笙 辻豊前守則是

天王寺方

笙 林日向守広好

同 藺淡路守広勝

同 林木工助広濟

箏 東儀出雲守季邑

紅葉山方

東儀隼人佐季蕃 山井内蔵助景富

東儀将曹元鳳 多縫殿助忠彬

東儀越中守季城

京方だけでなく三方から楽人が招聘されたことがわかる。安倍季良・豊文秋・奥好古・窪近義・林広好など、錚々たるメンバーが集められていた。また、先の公卿の担当楽器とも合わせると、基本的に箏・琵琶・和琴など弾物を公卿が、吹物を楽人が担当したことがわかる。一方、紅葉山楽人も名前が挙げられているので、何らかの形で加わったようである。演奏曲目は以下の通りであった。

呂 双調調子 無「御遊之音取」不知「其故」

穴尊 鳥破只拍子 席田

鳥急残楽 胡飲酒 抛「永徳元年之度」等座俄被「加之例歟

律 平調調子

万歳楽只拍子 伊勢海 五常楽

音頭安倍季良 豊文秋 山井基寿

残楽窪近義 奥好古 林広好¹²⁾

プログラムは呂律で構成され、呂は双調、律は平調が選択された。曲目は、呂では《穴尊》(安名尊)《席田》、律では《伊勢海》の催馬楽、ならびに《鳥急》では残楽が演奏されたことが目を引く。《鳥破》および《鳥急》は、曲名およびその前に双調の音取を奏していることから、《迦陵頻》の双

調渡し物として演奏されたことがわかる。また《鳥破》および《万歳楽》は只拍子という、かなり凝った選曲であったようである。ちなみに、《胡飲酒》は、この管弦聴聞が行われた際参照された、永徳元年の足利義満の昇叙時に行われたという楽に依って追加されたのだろうか、筆者の水戸斉脩が解釈を加えている。

催馬楽は、寛永三年(一六二六)に後水尾天皇の二条城行幸の際に《伊勢海》を復曲したことを始めとして江戸期に次々に復曲が進められ、《安名尊》《席田》も復曲された。古譜と律が合わない等問題を抱えながらも、この管弦聴聞のわずか十三年前の文化六年(一八〇九)に現在に至る原型が整えられたものである。

この管弦聴聞は、『柳営管弦次第』に「於「是尊」鹿苑院殿之大饗」、被「賜大饗」御遊之楽云々¹³⁾と記されているように、「御遊」として捉えられていることがわかる。そして、そのプログラムも御遊の形式に即して呂律を揃え、催馬楽の他、残楽や渡し物など、御遊としての形態を保持していた。年代的なことを勘案すれば、この管弦聴聞は、武家の前で復元した催馬楽を挿入して御遊の形で上演された初めての機会である可能性が高い。それだけに、演奏者側も聴衆側もこの管弦聴聞への相当な意気込みが感じられる。

曲目等の後は演奏者に下賜された禄について、さらに退去について記し、行事の記録はほぼ終了する。

昇叙に伴う儀式は、通常叙任された年と翌年の二年にわたって勅使が江戸へ下向して行われるが、毎回勅使・院使とともに伶人も同行しているの、儀式中に何らかの演奏が加えられていたと考えられる。少なくとも今回のこの昇叙の該当者である一代將軍徳川家斉以降一五代將軍徳川慶喜までの叙任に際し、伶人が同行しなかった例はほほはない。しかしどのような場面で何の曲をどのような編成で演奏したのか等、具体的な奏楽の動向については不明である。

一方、この文政六年の管弦聴聞と同様に、叙任に際し、儀式とは別に雅楽

の演奏がなされている例は、『徳川実記』で見える限り、他に二件しか見出せなかった。(表1参照) うち一件は文政五年すなわちここで取り上げた文政六年と同じ昇叙の一連の行事中、一回目の勅使下向の際に行われた舞楽であり、もう一件は文政一年に行われた次の昇叙、すなわち家斉が太政大臣、家慶が従一位に昇叙となった際の管弦聴聞である。つまり、この『柳営管弦次第』が作成される元となった文政五年から六年の昇叙およびその次の回の文政一年の昇叙儀式の際の二回のみ、儀式中の演奏だけでなく別に雅楽演奏が実施されたことになる。つまり、すべて一代將軍家斉の代でのことである。

『柳営管弦次第』の最後に筆者水戸斉脩の感想として、「凡今日之儀、可謂千載一遇。珍重々々。万人之美談也。何究余筆端耳。」とある。

表 1. 昇叙時の奏楽行事

年	内容	記載内容
文政5年3月27日	舞楽	こたびの御祝として西城にて御前を進らせられ。舞楽あり。よて成らせらる。溜詰。普第の大名。高家。詰衆。奏者番。菊の間縁詰。布衣以上。法印法眼の医員まで西城にまうのぼり舞楽見物あり。
文政6年3月2日	管弦	2日管弦御聴聞したまふにより。水紀のかたがたはじめ。高家。詰衆。奏者番。布衣以上まうのぼる。両御所御表へ出たまひ。やがて大広間へわたらせられて御聴聞あり。
文政11年4月6日	管弦	6日任相国の大饗あり。管弦を聞召さる。公卿殿上人は冠直衣。紀水両家。松平因幡守。松平越後守。松平三河守。及び三家。越前家の庶流のともがら。溜詰。奏者番はじめ。五位以上は襲衣冠にて。布衣以上までまうのぼり。(中略)所作の公卿は大納言公説卿は和琴。前大納言俊資卿は歌。中納言公久卿は琵琶。三位有長卿。左京大夫基延は歌。侍従実路は琵琶。少将公徳。右兵衛佐公恪は箏なり。楽は安名尊。鳥破。席田。鳥急。武徳楽。更衣。五常楽急。万歳楽なり。

るように、御三家の水戸藩主でさえ、この管弦御遊が大変珍しく千載一遇の機会であったと述べていることから、このような管弦奏楽は昇叙の際の通常行事ではなく、文政六年段階でほぼ初めて行われたと推測できる。また、文政一年以降に行われた記録がないことに関しては、より史料の精査が必要になるが、幕府の財政上の問題や弱体化、幕末に向かう幕府内外の混乱等、時勢の問題が多分に関与し、家斉の代で行われた行事が受け継がれなかったと考えるのが自然であろうと考えられる。

四 弘前藩主の文政六年の管弦御遊出席と弘前(国許)における奏楽聴聞

四. 一 文政六年管中管弦御遊への出席

『柳営管弦聴聞次第』は前述の通り水戸藩主徳川斉脩によって執筆された記録であり、行事の詳細が記されているものの、出席者については御三家等主要な者の着衣の記録の箇所に挙げられた人物以外は記述がない。『続徳川実記』には、出席者は將軍家斉・次期將軍家慶、勅使院使関係者の他に「水紀のかたがたはじめ。高家。諸衆。奏者番。布衣以上まうのぼる」とあるように、御三家・御三卿・高家・その他大名・布衣つまり旗本まで含めた武家の当主ほぼ全員であったことがわかる。ただし、『柳営管弦聴聞次第』に「紀伊大納言治宝卿、尾張中納言齊朝卿、依在食国」とあるように、参勤交代で在国の者は出席しなかった。しかし、紀州藩は、藩主の治宝は在国で欠席であったが嫡子の斉順が出席しており、また田安家からは当主である徳川斉匡と養子の斉荘¹⁶⁾の二名が出席していることから、嫡子あるいはそれに相当する者が代参すること、あるいは当主と同道することは可能であったようである。一方で尾張藩からは出席していないので、必ずしも代参をしなればならないわけでもなかったと推測される。

さて、右記のように『柳営管弦聴聞次第』に記された御三家御三卿や主要な譜代大名以外の大名がどの程度出席したかについては不明のだが、弘

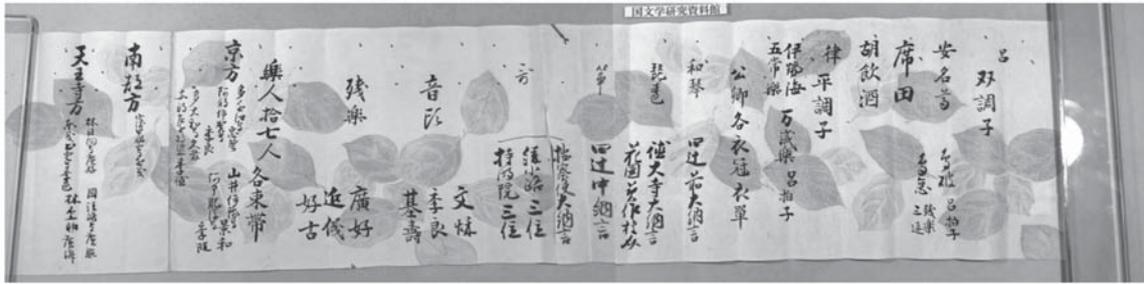


図1. 国文学研究資料館津軽家文書『於管中管弦公家衆名前』

前藩主はこの時期江戸におり、この管絃会に出席していた。それは弘前藩史料に『文政六癸未年三月二日参向之公家衆於管中管絃公家衆名前』(以下『於管中管絃公家衆名前』と表記する)という史料が残されていることから判明する。この史料はこの文政六年の管絃御遊の際配布された目録であると考えられる。他藩で同種の目録が残存しているかは不明であるが、少なくとも国文学研究史料館の収蔵資料群には所蔵が見られなかった。また彰考館でも目録については所蔵がないようである。つまり、現在のところ当日配布されたと考えられる目録はこの一点を除いて未見である。

この史料が弘前藩の覚書ではなく当日の配布資料であると推測するのは、その形態の特異性のためである。同資料は図1のように、柄入りの上質な料紙を二枚継いだものに印刷ではなく筆記されている。もしこれが弘前藩の覚書であれば、このような特別な用紙を使用するのではなく、普通の紙に記載し、冊子状にしただろうと考えるからである。

記載された内容は『柳営管絃聴聞次第』と大きく異なることはなく、番組・公卿の演奏者名と担当楽器・音頭・残楽の担当者名・他三方楽所の楽人名であり、その他に

は余計な内容は記載されていない。このこともまたこの史料が当日の目録であることを示していると考ええる。ただし、楽人として記されているのは一七人という記述と京方・南都方・天王寺方の楽人であるが、実際には京都方は多近江守忠堅・山井伊予守景和・安倍伊賀守季良・安倍肥後守季随・多大多守久敬・安倍左近将監季徳の六名、南都方は隼甲斐守近義一名、天王寺方は林日向守広好・岡淡路守広照・東儀出雲守季邑・林木工助広済の四名で、合計一一名の名前しか記載されない。一方、音頭には文秋・季良・基寿の三名、残楽には広好・近儀・好古の三名の名があり、右記の楽人には含まれていない人物も挙げられている(文秋、基寿、好古)。それを合わせても一七名の名前は揃わないこと、『柳営管絃聴聞次第』では菟淡路守広勝とあるのに対し、『於管中管絃公家衆名前』では岡淡路守広照になっているなど、楽人名が若干異なっている。しかし、『柳営管絃聴聞次第』には記載のない公卿の担当について「和琴 四辻前大納言、琵琶徳大寺大納言、花園美作権介、箏四辻中納言、歌 按察使大納言、綾小路三位、持明院三位」と記されている。『柳営管絃聴聞次第』では綾小路三位には箏が運ばれたと記載されているが『於管中管絃公家衆名前』では箏ではなく歌に分類されていること、綾小路前中納言俊資が按察使大納言になっている等、若干情報が異なる。また、歌の担当者が記載されていることから、催馬楽の際、按察使大納言・綾小路三位・持明院三位が歌を担当したことが同史料から判明する。一方で、紅葉山楽人については一切記載がない。このことは紅葉山楽人が正式な演奏者として参加したのではないことを示しているといえるのかもしれない。紅葉山楽人の件はともかく、その他の記載事項に関しては、『柳営管絃聴聞次第』は水戸斉脩の事後の覚書であるので、『於管中管絃公家衆名前』が当日配布された目録とみるのであれば、こちらの情報が正しいと見るのが妥当だろう。

この『於管中管絃公家衆名前』には書き込みは一切なく、津軽藩主がこの行事や上演された内容等をどのようにとらえたのかはここからは判明しな

表2. 『奏楽御用留』に見られる奏楽聴聞の曲名および演奏者

和暦	西暦	演奏者1	演奏者2	演奏者3	演奏者4	演奏者5	演奏者6	演奏者7	演奏者8	演奏者9	演奏者10	演奏者11
天保14	1843	兼平常刀	回(取)扱(下)	同弁之助	毛内右衛門	木村才助	小山内安左衛門	松井武四郎	大通寺源之	吉崎伴之進	斎藤善兵衛	
安政5	1858	大道寺源之進	小野若狭	山形修助	斎藤善兵衛	佐田平吉	伴勇藏	斎藤鉄太郎	館山勇三郎	斎藤長門	毛内平二	葛西祐助
文久2	1862	小野若狭	斎藤善兵衛	佐田平吉	竹内庄八郎	大行院	斎藤長門	川越又八郎	斎藤伝太夫	伴勇藏	斎藤鉄太郎	

和暦	西暦	演奏曲目1	演奏曲目2	演奏曲目3	演奏曲目4	演奏曲目5
天保14	1843	賀殿	林歌	青海波	抜頭	合歓塩
安政5	1858	五常楽	越天楽	抜頭	蘭陵王	林歌
文久2	1862	賀殿	五常楽	林歌	太平楽	抜頭

い。しかし、弘前藩ではもう一点、『催馬楽考』という史料を『於宮中管絃公家衆名前』と同じ封紙に包んで関連した史料として扱い、現在でもその形で保存されている。『催馬楽考』のみの封紙には「催馬楽考 伊勢海安名尊席田」とあり、中は催馬楽の説明の後、律曲《伊勢海》、呂曲《安名尊》《席田》の歌詞および関連する注記が記されている。文政六年の管絃会の際演奏された催馬楽の曲名と完全一致することから、この会後に催馬楽について調べさせたものであると推測できる。

弘前藩には藩庁日記が大部分残存しており、多くの藩内の動向が確認できるのであるが、残念ながら文政六年の江戸日記は残存していないため、この管絃の際、弘前藩ではどのような対応をしたのか、藩主はどのように出席したのか等、藩としての記録はない。しかしこの二点の史料から、右記のように、弘前藩主が管絃御遊に出席したこと、そこで演奏された曲目、特に催馬楽についての調査を行ったことが判明する。また『催馬楽考』の存在から、雅楽、特に管絃御遊で演奏された催馬楽について藩主が関心を持ち、かつ学習したであろうことが推測できるのである。

四・二 弘前（国許）における奏楽聴聞

弘前藩が寛政八年（一七九六）に創設した国許の藩校、稽古館の教習科目

に奏楽を設け、藩校内で雅楽を教習していたことはこれまで拙稿で述べてきた通りである。¹⁵⁾ 同論考中で述べた通り、弘前藩校において奏楽を教習する主な目的は、藩校内に存在していた孔子廟で毎年実施していた積奠の奏楽であると考えられる。他藩でも藩校、孔子廟および積奠は存在していたが、そのほとんどで奏楽の教習は実施しておらず、積奠時の奏楽実態も不明である。奏楽の教習が実施され、またそれが継続されたことは、弘前藩および稽古館の大きな特徴であるといえるということを指摘した。

また、弘前図書館には『奏楽御用留』という文書が所蔵されていることについても先に紹介している。¹⁶⁾ 同書の内容は、天保一四年（一八四三）・安政五年（一八五八）・文久二年（一八六二）に弘前城内で行われた奏楽聴聞に関する記録、および慶応二年（一八六六）から翌三年にかけての奏楽教習停止に関する記録である。つまり、この史料は聴聞すなわち藩主が藩士の奏楽に耳を傾けた記録である。拙稿ですでに述べたこれらの一連の動向、特に藩校における奏楽実践に関する解釈については大きく変わることはないが、これらの弘前藩士による雅楽教習及び実践について、特に『奏楽御用留』に記載された内容および事項を今回のテーマである弘前藩主を軸に解釈することを試みることにする。

『奏楽御用留』に記述された内容は次の通りである。

奏楽聴聞は同史料では天保一四年、安政五年、文久二年に実施されたと記されている。天保一四年時は代表者である斎藤善兵衛という御馬廻与力に對し五月一〇日に聴聞が申し渡され、同年閏九月二八日八つ頃より城内梅の間にて行われ、七つ半頃に終了した。曲目は《賀殿》《林歌》《青海波》《拔頭》《合歡塩》の五曲で、斎藤善兵衛以外に九名、合計一〇名で御前演奏を行った。(表2参照)楽器は記載されていないが、奏者一〇名の他に笙温方が二名記されており、一二名が関わっていたことが記されている。楽器構成は笛、箏、笙、箏に箏と太鼓で、梅の間においてどのように配置され演奏したのかが図入りで残されている。それによると中央に藩主が着座し、それと向かい合うように笛及び箏が座り、それと直角になるような配置で笙、さらに笙の向かいに箏と太鼓が座るような形をとっていたことがわかる。(図2参照)

この聴聞の際、終了後に代表者一名がその場に残り御前近くに進んで楽について長談し、さらに取次を介して「先代之御取立被成候楽、此方之代二廢候而ハ先代ニ申訊ハない、末永廢セない様ニ致て呉よ、今日ハ何れも至極宜出来た、感心致²⁰⁾」との言葉を伝えられたことが記されている。

安政五年は三月六日、天保一四年と同様八つ頃より開始された。この際の



図2. 天保14年奏楽聴聞時席次図

曲目は《平調音取》《五常楽》《越天楽》《太食調音取》《拔頭》《蘭陵王》《林歌》であった。また、藩主が譜をお好みなので、《輪鼓揮脱》と《合歡塩》を申し上げた(差し上げた)と記されている。演奏者は一名で、そのうち天保一四年時にも出演していた者が、大道寺源之進と斎藤善兵衛の二名存在した。(表2参照)楽器構成は天保一四年時と同様、箏、笙、箏、笙に箏と太鼓であるが、《蘭陵王》には演奏者の横に舞の字が記されているので、これは舞楽として上演したことがわかる。安政五年の記録は他の二件より簡素で藩主の言葉などの記載はない。演奏時の席次は図3の通りである。

文久二年は五月二二日・二四日に学問所の諸芸上覧が行われ、それが終了した後、奏楽の者が呼び出され、奏楽の聴聞が申し渡された上、演奏者と曲名を提出するよう申し付けられた。その際提出した楽人は十名で、笛四名、箏三名、笙三名、箏と太鼓は兼業と届けたことが記されている。この度は安政五年時と時期に近いこともあり、十名中六名が安政五年の演奏者と共通

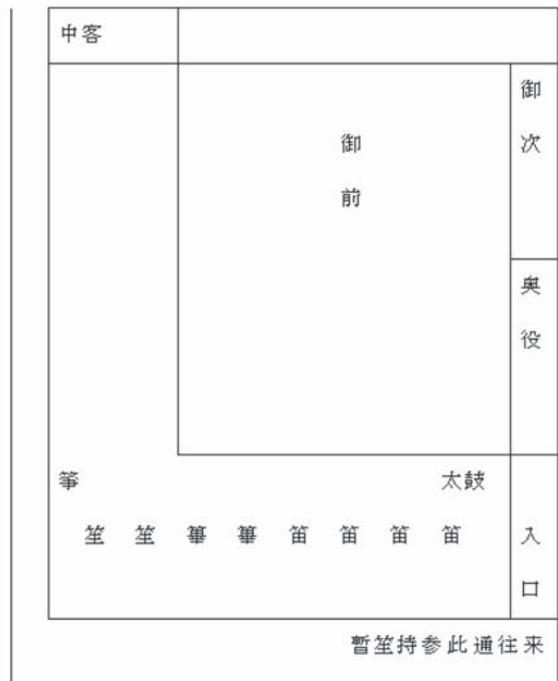


図3. 安政5年奏楽聴聞時席次図

していた。そのうち斎藤善兵衛一名のみが天保一四年からすべての聴聞に出演している。(表2参照)

聴聞は六月八日に決定し、九つ頃より三の丸において実施された。演奏曲目は《賀殿》《五常楽》《林歌》《太平楽》《抜頭》の五曲であった。着座の配置は天保四年時と同様に、藩主の正面に笛、箏、篳篥、笙が並び、管とは直角に、箏と太鼓が向い合って座る形であった。

この聴聞の際も藩主との対話が設けられ、「御意之趣何れも至而宣出来感心致し候、此末とも出精為致候様」との言葉を賜ったとあり、また「夫より御楽不残高覧被遊、和曲迄学問所より取寄申候」とあることから、楽器の高覧が行われたこともわかる。さらに終了後取次を介して「今日上様至極御喜二而寛々御楽ニ付一統寛々頂戴候様、」と伝えられ、また六月一〇日にも「稽古館之楽を初而聞し候が中々丹能し候、何れも感心致し候、時習館之楽と何二も違事がない、只管絃之次第八違ふ様二思召候、」との上意が伝えられたことが記されている。

これら『奏楽御用留』とは別に、『藩庁日記』の寛政一二年八月一二日の条に「御講釈のち菊の間にて奏楽を御聴きなざる」との記載がある。この際は演奏曲目、演奏者、楽器編成などは記載がなく、詳細は不明である。『奏楽御用留』に記された聴聞の時期と比べるとかなり早い時期であるが、藩校開校から四年後のことである。藩校が設立された当時から藩主の奏楽教習に関する関心が高かったことが伺える。

これら四件の国許における奏楽聴聞の動向から判明する、演奏された曲目や楽器、演奏者等については、拙稿にて考察しているの^{こゝ}では省略し、藩主に関する点とそれに関連することのみ考察する。

一件目の寛政一二年の聴聞は、九代藩主寧親が行ったものである。寧親は八代藩主信明の意思を引き継いで藩校を開講させたことで知られており、寛政一二年時は講釈の後に奏楽を聴いたとあることから、藩校の順調な展開を確認するためのものであったことも想定される。また、寧親の隠居は文政八

年なので、文政六年の江戸城で行われた管弦御遊も臨席したのは寧親であった。つまり、江戸城での管弦御遊の二三年も前に国許で聴聞を行っていたわけである。したがって、文政六年まで全く雅楽に触れていなかったわけではなく、むしろ雅楽に関心を持ち、親しんでいた可能性があったことが伺える。そのように考えると、文政六年の御遊時におそらくは初めて聴いたであろう催馬楽について、急ぎ調査させたと考えられる行動にも説明が付くのではないだろうか。

一方、寧親の跡を継いだ一〇代藩主信順は天保一〇年に隠居している中で、天保一四年に行われた奏楽聴聞は一一代藩主順承の代であること、したがって信順は少なくともこれらの記録のある国許の奏楽には関わっていないことがわかる。しかし、前掲の通り天保一四年の聴聞の際、順承は「先代之御取立被成候楽、此方之代二廃候而ハ先代ニ申訊ハない、末永廢セない様ニ致て呉よ²³⁾」と発言したことが『奏楽御用留』に記されていることから、そのまま素直に読めば一〇代藩主信順が楽の教習を取り立てたとなる。右記の状態を勘案するとこの「先代」が藩校を開校し聴聞も行っていた九代藩主寧親を指すのか、一〇代藩主信順を指すのかは、これだけでは判断に迷うところである。少なくとも一〇代藩主信順の楽に関する記録は、この一文以外未見であることだけを述べておく。

また、右記に続いて「今日ハ何れも至極宜出来た、感心致」と感想を述べていることから考えると、一一代藩主順承は演奏がどの程度のものであるかが判断できる程度には楽の知識および触れる機会が相応にあったことを示していると考ええる。一方で、これらの藩主の発言を得た藩校の演奏者たちは、藩校における奏楽実習の正当性を保証された形となり、ますます練習に励んだであろうことが推測される。

順承の隠居は安政六年であるので、安政五年の聴聞も同じく順承であった。この安政五年の奏楽は、先述の通り管弦のみでなく『蘭陵王』で舞も行っており、藩校設立の寛政八年から六二年の間に、稽古館の奏楽は藩主に

舞楽を披露できる水準を有したことがわかる。前回の天保一四年からは一五年経っており、この間に聴聞が行われなかったのかは不明であるが、少なくとも同じ藩主に前回以後の成果を披露する絶好の機会であっただろう。この二回の聴聞の際演奏した奏者は二名を除いて新たな人物であるが、それは裏を返せば、人前、それも藩主の前で演奏できる技術を持った人材を新たに八名育成できたということである。ちなみにこの際《蘭陵王》を舞ったのは天保一四年から文久二年まですべての聴聞に奏者として唯一名を連ねた斎藤善兵衛であった。このことから、斎藤善兵衛が弘前における奏楽の中心人物であったと考えるのが自然であろう。

安政五年時の聴聞に際しては藩主順承の言動については記載がないが、藩主が譜をお好みなので《輪鼓揮脱》と《合歡塩》を申し上げた（差し上げた）ことが記されており、このことから天保一四年時と同様に終演後藩主と奏者の間で歓談が行われたこと、順承が雅楽の譜について言及したこと、したがって雅楽譜が読めたか、または少なくとも譜に興味を示す程度には雅楽または楽曲についての知識を有したであろうことが推測される。この天保一四年・安政五年の二回の聴聞からは、順承が雅楽には興味はないものの藩主の仕事の一環としてだけで聴聞を行ったということではなく、明らかに雅楽に対する興味関心と相応の知識を持ち合わせ、真剣に聴聞したであろうことを窺い知ることができる。

最後の文久二年の聴聞は、代が替わって一二代藩主承昭であった。承昭もまた、「稽古館之楽を初而聞し候が中々丹能し候、何れも感心致し候²⁴」との言葉を掛けたことから、承昭は雅楽の演奏の質をある程度理解することが出来たことがわかる。またこの回の聴聞は楽器の高覧があったことも示されており、承昭の雅楽に関する関心の高さを知ることができる。さらに、承昭はこの奏楽を聴いて堪能したと至極喜び、感心したことが述べられている。

さらにそれに続いて「時習館之楽と何ニも違事がない」と記されている。時習館とは弘前藩江戸藩邸内の藩校のことであるが、この文言は時習館でも

奏楽教習が行われていたことを示している。時習館での奏楽はこれまで史料的に裏付けられておらず不明であったが、これによって裏付けられたといえよう。また「只管絃之次第八違ふ様二思召候」とも述べられている。録音再生の手段がない江戸時代において、楽曲の旋律の異同が認識できるといふことは、旋律を覚えるほどの回数を聴いていたことを示している。それには相應の学習時間が必要であり、それをこなして雅楽の知識を身に付けていたことを裏付ける。つまり、この文言は承昭の雅楽の造詣が深かったことを示しているといえるだろう。

この発言からは、江戸藩邸内の時習館で奏楽が活発に行われ、藩主承昭がそれを度々聞いていたこともわかり、藩主の楽の知識が江戸藩邸内で藩士達と共有されている、つまり藩主の雅楽学習を時習館の奏楽者達が担っている可能性を示唆している。

残念ながら稽古館における奏楽教習は慶応二年から三年の段階で停止されるが、そこに至るまで弘前藩では藩主・藩士ともに雅楽への感心を持ち続け、奏楽習慣を保ち、相応の知識と技能を身に付けていたといえるのではないだろうか。

五 弘前藩主と楽

以上のように、弘前藩においては、少なくとも九代寧親から一二代承昭まで、一〇代信順を除いて三代の藩主がそれぞれ奏楽聴聞を行っていたこと、その際の記録から、彼らが雅楽に対しある程度の知識と感心を持っていたことが判明した。その背景にあるものは何であろうか。

ここでもう一度、弘前藩主たちの動静と取り巻く環境を検討しておきたい。

八代藩主信明は荻生徂徠の弟子である宇佐美瀧水（一七一〇—一七七六）に師事し、当時名君として名高かった肥後熊本藩六代藩主細川重賢

(一七二一—一七八五)、出羽国米沢藩九代藩主上杉治憲(一七五一—一八二二)、陸奥国白河藩三代藩主松平定信(一七五九—一八二九)等とも親交があり、当人も名君として評判が高かった。

九代寧親は弘前藩の分家である黒石藩の五代当主津軽著高の長男で、安永七年(一七七八)に跡を継ぎ六代目当主となっていた。しかし八代藩主信明が寛政三年に三〇歳で急死したことを受けて本家の養子となり信明の跡を継いで九代藩主となった。寧親は寛政八年に稽古館の創設を行うなど、信明が進めていた種々の改革を引き継ぐが、信明と比較され、凡人と評されることが多い。しかし、この寧親の代で津軽家には非常に重要な変化が生じた。本来津軽家は代々四万七千石の柳間席外様大名であったが、蝦夷地警備の見返りとして文化五年(一八〇八)に一〇万石に加増され、これによって従四位下、大広間詰めの準国持大名に家格が上がったことである。これは実質的には様々な問題を孕んでおり、特に実質石高が上がったわけではないことから財政上厳しさを増したこととともに、対立関係にあった盛岡藩主よりも上座になったために怨恨を引き起こし、文政四年(一八二二)に盛岡藩士による寧親暗殺未遂事件、相馬大作事件が起こる。それが起因し、その後の参勤交代の際、南部領を通過する行路を幕府に無許可で変更したことが問題視され、寧親は文政八年に家督を長男の信順に譲り隠居した。

寧親の跡を継いだ一〇代目の信順は父と同様に有能ではなかったと評価される。また遊興を貪り、藩の財政を多大に浪費した。さらに、寧親・信順親子は幕政への進出を目論見、信順の正室に内大臣・近衛基前の娘を迎えようとしたが病死、続いて田安德川家三代当主の徳川斉匡の六女鋭姫と婚約した。しかし鋭姫も夭折したため、最終的に徳川斉匡の九女欽姫と結婚した。徳川斉匡は一橋徳川家二代当主徳川治済の五男で田安德川家に入った人物であり、一代將軍徳川家斉の異母弟にあたるため、徳川斉匡の娘との婚姻は、將軍一門に連なることを意味した。これにより信順は文政三年に歴代藩主より高位の侍従に叙任された。しかし一方でこれらの婚姻のために公家や

幕閣へ莫大な贈与を行った上、信順の浪費により藩の財政は急激に悪化し、度々藩士が注進しても一向にそれを顧みず、八代藩主信明が行った財政再建は水泡に帰した。結果的に信順は天保一〇年(一八三九)に幕府より強制隠居を命じられた。黒石藩に入っていた三河吉田藩四代藩主松平信明(二七六三—一七一七)の七男、順承が養子となり一代藩主となった。

順承は藩の財政再建、軍備増強、学問の奨励などを行い、八代藩主信明とならぶ名君と評された。順承には男子がいなかったことから、安政六年に婿養子である承昭に家督を譲り隠居した。一二代藩主の承昭は熊本藩主細川斉護の四男で安政四年に婿養子として津軽家に入った。

これらの津軽藩主の動静を勘案し、雅楽との関連を照合すると次のようなことが考えられる。

八代藩主信明は、熊本藩主細川重賢を介して雅楽に造形の深かった松平定信と親交があった。松平定信は祖父の八代將軍徳川吉宗、父の田安宗武の流れを汲む雅楽研究でも有名である。また細川重賢が治める熊本藩の藩校では雅楽教習が行われており、信明は藩校の設立に際し熊本藩校を参考にしているとされている。かつ師である徂徠学派の宇佐美瀧水の影響もあり稽古館の教学には特異性があり、奏楽が加えられたと考えられる。

一方、九代寧親、一〇代信順が試み、最終的に正室として迎えた田安家は、松平定信の父、田安宗武によって興された家であり、徳川吉宗・田安宗武・松平定信の親子孫による雅楽探求の系統は先に述べた通りである。また、南谷氏の論考でも、嘉永六年(一八五三)に京都方楽人である東儀文均が江戸へ下向した際、田安家にも出入りしていたことが示されている。つまり田安家では雅楽が演奏され続けていたわけである。

父である寧親は寛政一二年に国許で聴聞を行い、文政六年の江戸城管弦御遊に出席し、その際演奏された催馬楽についての調査をさせるほどであったことを勘案すれば、前節で一〇代の雅楽に関する動向は見出せないと述べたが、正室を田安家から迎え、その関係を有効に保ち、幕政に参画したいと目

論む寧親・信順親子が、江戸城でも管弦聴聞が行われるほどの雅楽流行を理解しながら何もしなかったとは考え難い。国許の藩校稽古館、また江戸藩邸内の藩校時習館でも奏楽教習が行われていたことも考え合わせると、信順も雅楽に親しんでいた可能性は高いだろう。

一代藩主の順承は吉田藩からの養子であるが、吉田藩は初代藩主松平信復（一七一九―一七六八）が雅楽研究で有名であり、かつ順承の父、四代目藩主松平信明は松平定信とともに老中を勤め、定信が辞職した後は老中首座を務めた人物であるように、やはり雅楽と縁の深い家柄である。順承が国許の聴聞で見せた雅楽への造形や感心はその辺りにも起因するのかもしれない。

二代藩主承昭は熊本藩主細川家から養子に入っており、先に示したとおり、熊本藩もまた奏楽を教習する藩校であった。

このように、歴代藩主の出自や交友関係、姻戚関係、学問筋などを辿ると、津軽家の周辺には雅楽が多く存在していたことがわかるのである。

弘前藩主にとっての楽は、一代限りの趣味的関心ではなかったことは右記の通りである。少なくとも九代以降の藩主は、楽器や楽譜に対する関心・造詣があり、あるいは楽曲の旋律を覚えていくほどに曲に関する知識も持ち合わせていた。以上のことを勘案すると、藩主が自ら実際に演奏していたのか、あるいは演奏できたのかは依然不明であるが、相応に雅楽の学習経験を積んでいる可能性が高い。彼らにとっての楽は、大名や旗本が主宰したりまたは江戸城で行われたりする楽会へ参加し、その場で相応の知識を持って対応できるための、いわば大名同士の外交のために必須な教養であり、また幕末の大名家の複雑な養子縁組や婚姻関係による家同士の関係性の構築を鑑みれば、幕閣参入のためあるいは一門衆への参入のための政治的手段とされた可能性もあったと考えられるのである。

おわりに

南谷美保氏が指摘されているように、近世後期以降の武家社会では雅楽教習が一般化し、多くの大名や旗本が楽家の門戸を叩いた。文政六年の江戸城内管弦御遊が示す通り、武家社会では雅楽が積極的に享受されるにつけ、藩主も雅楽に接する機会が増加し、雅楽は教養の一種となっていたと考えられる。

蝦夷地警護のため加増され、大広間詰準国持大名に格上げされたとはいえ、一外様大名であった弘前藩津軽家も例外ではなく、雅楽が大きな関心事であったのであろう。おそらく管中管弦において初めて接した催馬楽に関して調査して知識を蓄え、藩士にも奏楽を奨励しそれを藩主が聴聞することで、藩主・藩士ともに雅楽への造形を深めていったのかもしれない。

弘前藩は先述の通り『弘前藩庁日記』が残存しており、多くの情報を与えてくれるが、『奏楽御用留』に挙げられた三回の聴聞のうち、『弘前藩庁日記』に記載されたのは文久二年の一回のみであり、全体でも三件に留まった。武芸上覧に関しては比較的多く記されているにも関わらず奏楽聴聞に関する記録が少ないことは注意を要する。もちろん雅楽が教養となっていたと考えられるとはいえず、武士の本分である武芸と雅楽では比較にならないかもしれないが、『奏楽御用留』と照合したことによって、本来実施された聴聞がすべて記載されたわけではないということが判明したからである。つまり、奏楽聴聞は現在わかっている回数よりも多く行われていた可能性が高く、またこれまでほとんど記録が見出せない江戸藩校時習館でも奏楽が行われていたことも新たに判明した。さらに注意をして史料を拾っていく必要がある。

一方で、他藩の大多数の藩校では奏楽教習が行われていないと考えられている。藩主に求められたであろう教養としての雅楽の方向性を考えるとき、上級藩士の教育を司る藩校において奏楽教習が行われていないという認識が本当に実態に即しているのかは、疑念が募るところである。

準国持大名格である津軽家の楽の世界は政治や人間関係を構築する上で
の教養も加味してかなり広く深いものであったことがわかった。これが、津
軽家の藩主の婚姻や養子縁組等も含めた特異例であるのか、他の大名家でも
同様な動きを見せるのかについては、具体的に史料に当たりながら判断しな
ければならないだろう。また、藩主の雅楽教習の実態や藩校の奏楽教習、師
匠筋の解明等も課題とし、それによって武家にとつての楽の世界をさらに解
明していきたい。

注

- 1 山田淳平 二〇一五「吉宗・宗竹・定信、三代の楽」『近世日本における儒学の楽思想
に関する思想史・文化史・音楽学的アプローチ』(二〇一五年七月一九日、発表配布資
料)他
- 2 国立歴史民俗博物館編二〇一二『楽器は語る―紀州藩主徳川治宝と君子の楽―』
南谷美保二〇〇五「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク―東儀文均の『楽所日記』
嘉永六年の記録より見えるもの―」『四天王寺国際仏教大学紀要』第四〇号、二二―
四三頁。
- 4 武内恵美子 二〇一五「藩校における楽の実践―弘前藩校稽古館を例として」『徳川
社会と日本の近代化』(思文閣出版、二〇一五)三〇―三三四頁。
- 5 弘前図書館所蔵『奏楽御用留』岩見文庫、G K 七六八―九。
- 6 弘前図書館所蔵『稽古館蔵書目録』八木橋文庫、Y K 一〇二九―二。
- 7 弘前図書館所蔵『学問所御蔵書員数目録』八木橋文庫、Y K 一〇二九―三。
『琴譜』小十冊という記載があるが、おそらく雅楽の譜ではないと考えられる。拙稿
「藩校における楽の実践―弘前藩校稽古館を例として」を参照されたい。
- 9 『日本教育史資料』(文部省総務局、明治二十三年)巻三、七一―五頁。
弘前図書館所蔵『秋奠御儀式』八木橋文庫、Y K 二二四―一、同岩見文庫、G K 二二四
―一、G K 二二四―二。
- 11 『統徳川実記』第二編(吉川弘文館、一九七六)七二―七四頁。
松浦静山『甲子夜話』巻二九、『甲子夜話』二『東洋文庫三二四(平凡社、一九七七)
二一六―二二三』
- 13 同左『甲子夜話』二二七頁。
- 14 同左『統徳川実記』八五頁。
- 15 同左『甲子夜話』二二七頁。
- 16 齊匡の後を継ぎ四代当主になるが文政六年時点では齊匡の長男である匡時が嫡子であ
り齊壯は嫡子扱いではない。
- 17 国文学研究資料館蔵「文政六癸未年三月二日参向之公家衆於管中管弦公家衆名前并催

- 18 馬楽考、陸奥国弘前津軽家文書二二B一九一〇・一九一一
注4拙稿。
- 19 拙稿「史料紹介『奏楽御用留』(弘前図書館岩見文庫蔵)」「弘前大学国史研究」一三一
号 七六―八二頁。
- 20 拙稿注一六、七八頁。
- 21 拙稿注一六、七九頁。
- 22 拙稿注一六、八一頁。
- 23 拙稿注一六、七八頁。
- 24 拙稿注一六、八一頁。

本稿は科学研究費補助金基盤B「近代移行期における「音」と「音楽」―グローバル化
する地域文化の連続と変容―」(研究課題番号:15H03232)の成果の一部である。

Music for the Feudal Lord of Hirosaki Domain

TAKENOUCHI Emiko

Recent research is gradually establishing that Samurai society during the latter part of the Edo period was developing a taste for gagaku. However, this applies mainly to people who were central to the Tokugawa shogunate, such as the three Tokugawa branch families (Gosanke or Gosankyo), hereditary daimyo and the famous shogunal retainers (Fudai daimyo), and not to the general daimyo (Hatamoto). In fact, the situation for daimyo general is hardly known.

Documents of the Hirosaki domain that record the training in gagaku at the domain school and performances for the domain lord are gradually revealing the state of gagaku in the domain. Using these findings, this paper considers the attitude of the Hirosaki lord towards gagaku music and how he acted.

The following results were obtained. Gagaku music acquired an important meaning in the samurai society in the late Edo period. For example, kangen performances took place in the Edo castle. This had an influence not only on famous daimyo such as those of the Gosanke, Gosankyo and Fudai daimyo, but also on the less powerful daimyo of smaller domains, such as Hirosaki. From the time of the 9th lord of Hirosaki, Tsugaru Yasuchika (1765-1833), the Hirosaki elite were required to have knowledge of gagaku in order to be considered highly educated. It was also a political strategy that enabled them to relate with the other lords in the samurai society.

Keywords: Feudal lord, Gaku (yuè), Gagaku, Gyoyu, Saibara, Hirosaki domain, Tsugaru family, Jun-kunimochidaimyo